

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（265））
2. 日時：平成29年8月4日 18時00分～19時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階共用議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、正岡安全審査官、義崎安全審査官、皆川係長、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他  
11名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料及び第490回審査会合資料1-1-2を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価に係る基準津波を越え敷地に遡上する津波への対応について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（防潮堤の耐力について）

- 「3. 津波高さにおける耐力評価結果」について、評価対象の部位は、基準津波の評価と同様に防潮堤のシール部を含む全ての部位について評価して提示すること。
- 「図6 津波加重分布図（津波高さT.P.+24.0mの例）」について、静水圧の高さの考え方について、その適用性も含めて整理して提示すること。
- T.P.+24mの津波に対する許容耐力について、弾性限界値を超えた値により評価している理由を整理して提示すること。
- T.P.+24mの津波による防潮壁の裏面の洗掘対策（例えば地盤改良）について整理して提示すること。

（基準適合性について）

- 基準津波を越え敷地に遡上する津波により重大事故に至る事故シーケンスにおいて、対策に期待する接続口やアクセスルートの設置許可基準規則第43条等への適合性を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 防潮堤の耐力について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価